

成年後見制度のご活用を!!

成年後見制度とは?

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方（ここでは「本人」といいます。）について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。

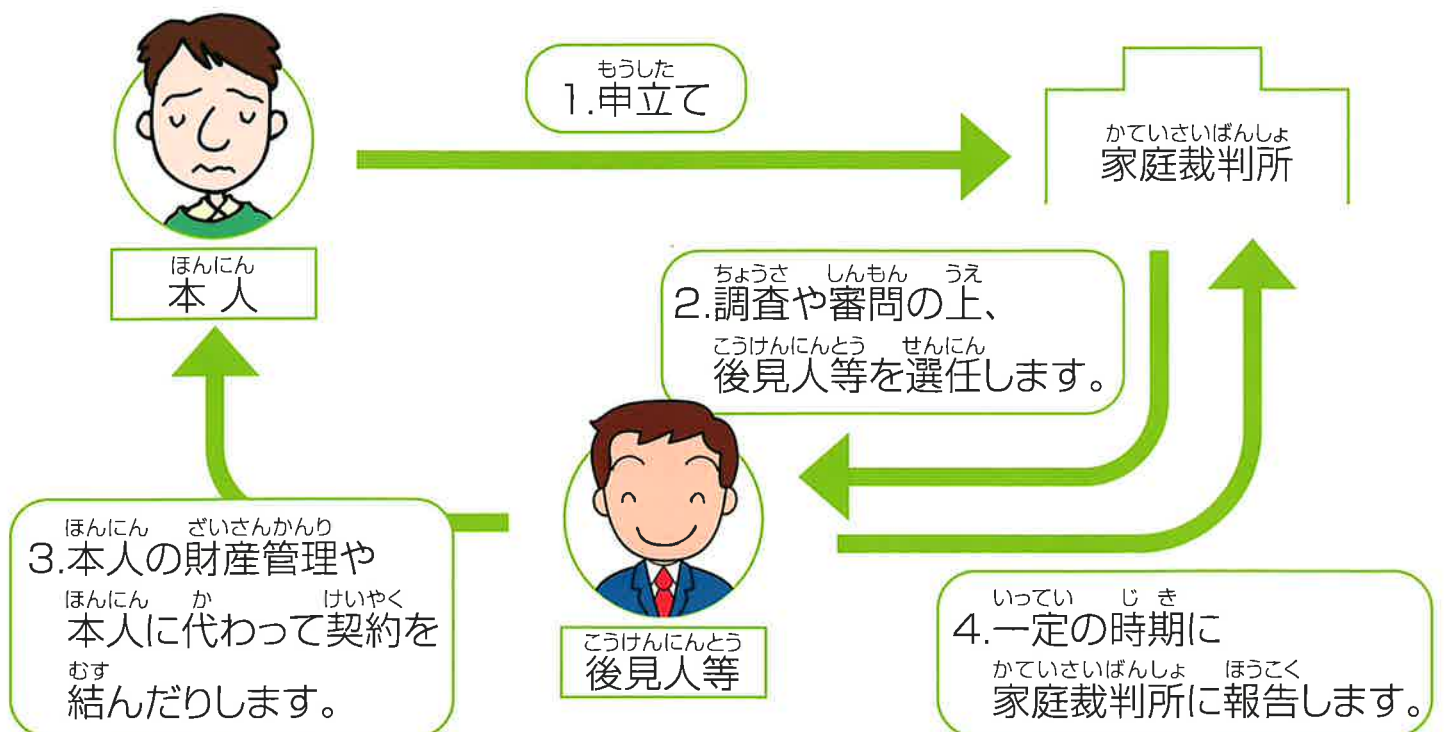
本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの制度を利用できます。

- 「後見」…本人の判断能力が全くない場合
- 「保佐」…本人の判断能力が著しく不十分な場合
- 「補助」…本人の判断能力が不十分な場合

成年後見制度の手続きの流れ

この制度を利用するには、本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立てをする必要があります。

申立てができるのは、本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長などです。



もうした ひつよう しょうい ひよう 申立てに必要な書類と費用

もうした ひつよう しょうい ひよう おも つぎ
申立てに必要な書類や費用のうち、主なものは次のとおりです。

- 申立書 (家庭裁判所で入手できます。)
もうしたてしょ かていさいばんしょ にゅうしゅ
- 診断書 (家庭裁判所で入手できます。)
しんだんしょ かていさいばんしょ にゅうしゅ
- 申立手数料 (1件につき800円分の収入印紙)
もうしたててすうりょう けん えんぶん しゅうにゅういんし
- 登記手数料 (2,600円分の収入印紙)
とうき てすうりょう えんぶん しゅうにゅういんし
- 郵便切手
ゆうびんきって
- 本人の戸籍謄本
ほんにん こせきとうほん

くわ かていさいばんしょ と あ
詳しくは、家庭裁判所にお問い合わせください。

かんてい — 鑑定について —

ほんにん はんだんのうりよく ていど いがくてき じゅうぶんかくにん いし かんてい
本人の判断能力の程度を医学的に十分確認するため、医師による鑑定を
おこな ばあい かんていりょう ひつよう
行うことがあります。この場合、鑑定料が必要になります。

もうした ひつよう ひよう かんていりょう ふく げんそく もうしたてにん ふたん
申立てに必要な費用は鑑定料を含め原則として申立人が負担することになっています。

にんいこうけんせいど かつよう 任意後見制度のご活用を!!

にんいこうけんせいど 任意後見制度とは?

ほんにん じゅうぶん はんだんのうりよく しょうらい はんだんのうりよく ふじゅうぶん しょうたい ばあい
本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に
そな みずか えら だいにん にんいこうけんしん じぶん せいかつ りょうようかんご ざいさん
備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活、療養看護や財産
かんり かん じ む だいにん あた けいやく にんいこうけんけいやく こうしょうにん さくせい
管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を、公証人の作成する
こうせいしょうしょ むす
公正証書によって結んでおくものです。